

津市物品購入等競争入札に係る参加資格者名簿に関する要綱

平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う物品の購入、修理及び借入れ並びに業務委託の契約（以下「物品購入等」という。）に係る競争入札の適正な執行を図るため、津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出)

第2条 物品購入等に係る競争入札に参加しようとする者（以下「業者等」という。）は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を、平成22年度を初年度とする同年度以降の4年ごとに市長が別に定める期間内に、本市の申請書の受付及び審査を行う三重県自治会館組合に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該期間外においても市長が別に定める期間内に申請書の提出を行うことができる。

(名簿への登載)

第3条 前条の規定により提出された申請書の審査の結果、競争入札参加資格者として適格であると判断された業者等は、名簿に登載するものとする。

(名簿の有効期間)

第4条 名簿の有効期間は、申請書の提出のあった日の属する年度の翌年度の初日から4年間（第2条ただし書の場合においては、市長が別に定める期間）とする。

(入札参加資格の特例)

第5条 次に掲げるものについては、名簿に登載されていない業者を別に定める方法により審査を行った上で、物品購入等の入札参加資格者として選定することができる。

- (1) 名簿に登載されている業者等では、取扱いができない特殊なもの
- (2) 他の官公署からの委託を受けた事務又はそれに密接な関連性のある事務に必要なもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 津市物件等入札参加資格審査要綱（平成18年1月1日施行）は、廃止する。